

小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、法人事業者又は個人事業主（以下「事業者」という。）が購入した空き家（以下「対象物件」という。）を、事業所として改修する際に要する経費の一部を補助することにより、小豆島町（以下「町」という。）内への移住・定住を促進し、町内にある空き家の有効活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に個人が居住を目的として建築又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅であり、香川県が運営するWebサイト「かがわ住まいネット」（空き家バンク）又は町が運営する空き家バンクに登録された住宅をいう。ただし、付属する物置、門、屏等は含まない。
- (2) 事業所 地域コミュニティの維持・再生に資するものとし、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、子育て支援施設、レストラン、シェアオフィス、カフェ、商業施設、テレワーク施設、その他町長が認める施設をいう。
- (3) 個人事業主 税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしている者をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し、別表第1に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価（ZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準（令和4年10月28日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）を含む。以下同じ。）に基づく検証を含む。）をいう。
 - ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの。
 - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示すもの。
 - ウ ア、イに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、次に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする補強又は改修の工事をいう。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第19条及び第20条の規定に適合するように行

われるもの。

イ 基本方針別添第二に示すもの。

ウ ア、イに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの。

- (6) 簡易耐震改修工事 次に掲げる方法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法—木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）—」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 事業者が、対象物件を事業所として改修し、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が100万円以上であること。
- (2) 事業者が、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として補助対象事業の完了日から3年以上使用する予定であること。
- (3) 県内市町間での事業所の移転を伴う場合にあつては、従前活用していた建物（自己所有に限る。）が空き建築物とならないこと。
- (4) 対象物件が、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手されたものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又は耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事若しくは簡易耐震改修工事を実施したものをいう。（補助対象事業にあわせ実施する耐震改修工事、簡易耐震改修工事を含む。）
- (5) 国庫補助金及び他の県補助金等が交付されている事業でないこと。
- (6) 過去に空き家の利活用を目的とした県補助金の交付を受けていない物件であること。
- (7) 事業者が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (8) 改修の前後において、建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと。ただし、改修工事に伴い、違反を是正する場合は、この限りでない。

2 事業者のうち、次のいずれかに該当する者は、補助対象外とする。

- (1) 交付決定より前に補助対象事業を実施（事前着手）した者。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」に係る事業を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者
- (4) その他補助金の目的に照らして適当でないと町長が判断する事業を行う者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 家屋改修費 家屋の改修に要する経費を対象とする。なお、家財道具の処分に要する経費及び整備される対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備の整備に要する経費を含む。
- (2) 耐震対策費 耐震診断・耐震改修工事・簡易耐震改修工事に要する経費（耐震改修工事及び簡易耐震改修工事に伴う実施設計に要する費用を含む。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、400万円を限度とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 誓約書（様式第1号別紙2）
- (3) 法人事業者の場合は、登記簿謄本
- (4) 個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し
- (5) 許認可を必要とする業種の場合は営業許可証の写し
- (6) 対象物件の所有権が確認できる書類
- (7) 対象物件の図面等（対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類）
- (8) 対象物件の周辺環境が分かる位置図
- (9) 対象物件の現状写真
- (10) 補助対象経費の内訳及び合計額が確認できる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第5号の書類について、交付申請時に提出できない場合は、実績報告時に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条第1項の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際して、次に掲げる事項につき、条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業について、補助対象事業の完了日から3年間、第3条第1項第2号に規定する要件を満たしているものとする。

る。ただし、同号の「使用する予定であること」とあるのは「使用すること」と読み替える。

(2) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(補助対象事業の変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更するとき。ただし、事業の目的又は主な内容の変更を伴わない軽微な変更は除く。

(2) 交付決定の額を変更するとき。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 町長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金廃止承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の事故報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金事故報告書（様式第6号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助対象事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して1月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金実績報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる書類を実績報告書に添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第7号別紙）

(2) 補助対象経費の内訳及び合計額の請求書の写し

(3) 補助対象経費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し

(4) 対象物件の完成写真（外観、内観及び修繕箇所）及び購入物品の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 町長は、前条第1項の報告を受けたときは、その内容の審査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条の承認をした場合は、その承認した内容）

及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金の額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、前条の交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、第8条第4項の補助対象事業の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令及びこの告示又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助対象事業の完了日から3年間、第3条第1項第2号に規定する要件を満たさなくなった場合。ただし、同号の「使用する予定であること」とあるのは「使用すること」と読み替える。

2 町長は、前項の場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金の対象となった財産の処分に係る承認申請書（様式第10号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りでない。

2 町長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業終了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（補助対象事業等の経理）

第15条 補助事業者は、補助対象事業の経理について当該補助対象事業以外の経理と明確に区分し、

その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表第1 (第2条第4号関係)

- | |
|---|
| <p>(1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者又は耐震改修技術者養成のための講習</p> <p>(2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習</p> <p>(3) その他町長が認める講習</p> |
|---|

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項第4号については、令和8年4月1日以降に空き家を購入したものについて、適用する。

小豆島町長 殿

申請者 住所
氏名

(法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)

年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付申請書

小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金の交付を受けたいので、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者の概要及び交付申請額

申請者の概要	法人・個人の別	法人事業者 ・ 個人事業主
	事業者名	
	住所・所在地（本店等）	〒
	代表者の職	
	代表者の氏名	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	e-mail	
交付申請額		円

2 添付資料

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 誓約書(別紙2)
- (3) 法人事業者の場合は、登記簿謄本
- (4) 個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し
- (5) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種の場合)(申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出。)
- (6) 対象物件の所有権が確認できる書類
- (7) 対象物件の図面等、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類
- (8) 対象物件の周辺環境が分かる位置図
- (9) 対象物件の現状写真
- (10) 補助対象経費の合計額が確認できる書類(内訳を含む。)
- (11) その他、町長が必要と認める書類

様式第1号別紙1

小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金事業計画書

対象物件	物件の名称		
	物件の所在地・住所		〒
	物件の所有者		
整備内容	工事等の内容		(具体的に)
	工事等の費用		(見積金額) 円
	金額	補助対象経費の合計額	円
		交付申請額	円
補助対象経費の内訳			
対象物件で実施する事業			(事業名) (事業の内容) ※事業の内容は、目標、事業コンセプト、現状分析及び販売仕入計画等、できるだけ具体的にご記載ください。
事業着手予定日			年 月 日
事業完了予定日			年 月 日

※交付申請額は、補助対象経費の合計額の1/2。ただし、限度額400万円。1,000円未満切り捨て。

※補助対象経費が100万円以上であること。

誓約書

当社(個人である場合は私)は、下記の事項について誓約します。

なお、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金に関する報告及び立入調査について、小豆島町から求められた場合には、それに応じるとともに、関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 補助対象外になる者に該当しません。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 5 補助対象事業の完了日から3年間、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用します。また、使用できなかった場合には、補助金の全額を返還します。
- 6 交付申請する事業は、国庫補助金及び他の県補助金等が交付されている事業ではありません。
- 7 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。
- 8 小豆島町から小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金に関する報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。

年 月 日

小豆島町長 殿

事業者名

代表者職・氏名

(申請者) 様

小豆島町長

年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、
 - 申請書に記載されたとおりとする。
 - 一部修正の上、別紙のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、金 円とする。
- 3 補助事業者は、小豆島町単独町費補助要綱(平成18年小豆島町告示第2号)及び小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

小豆島町長 殿

申請者 住所
氏名

(法人にあつては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)

年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつた 年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金について、内容の一部を変更する必要があるので、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

変更後の事業計画書及び変更内容が分かる資料

(申請者) 様

小豆島町長

年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金については、下記のとおり承認することにしたので、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、
 - 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
 - 一部修正の上、別紙のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、金 円とする。
(本変更承認前の交付決定額 金 円)
- 3 補助事業者は、小豆島町単独町費補助要綱(平成18年小豆島町告示第2号)及び小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

小豆島町長 殿

申請者 住所
氏名

(法人にあつては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)

年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつた上記の補助対象事業を廃止したいので、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 廃止する事業内容

2 事業を廃止する理由

3 添付書類

交付決定通知書の写し

小豆島町長 殿

申請者 住所
氏名

(法人にあつては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)

年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつた上記の補助対象事業について、下記の事故が発生したので、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助対象事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとつた措置
- 5 補助対象事業の遂行及び完了の予定

小豆島町長 殿

申請者 住所
氏名

(法人にあつては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)

年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつた上記の補助対象事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、実績について、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実績
別紙のとおり

2 補助金額
金 _____ 円

3 添付資料

- (1) 事業報告書(別紙)
- (2) 補助対象経費の合計額の請求書の写し(内訳を含む。)
- (3) 補助対象経費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し
- (4) 対象物件の完成写真(外観、内観及び修繕箇所)及び購入物品の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第7号別紙

小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金事業報告書

対象物件	物件の名称		
	物件の所在地・住所		〒
	物件の所有者		
整備内容	工事等の内容		(具体的に)
	工事等の費用		(実績額) 円
	金額	補助対象経費の合計額	円
		要補助金額	円
	補助対象経費の内訳		
対象物件で実施する事業			(事業名) (事業の内容)
事業着手日			年 月 日
事業完了日			年 月 日

様式第8号(第11条関係)

第 年 月 日
年 月 日

(申請者) 様

小豆島町長

年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金の額を、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第11条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知します。

記

1 補助金の確定額は、金 円とする。

小豆島町長 殿

申請者 住所
氏名

(法人にあつては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)

年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金請求書

年 月 日 付 第 号をもって額の確定通知のあつた上記補助金について、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

金 円也

支払の方法	口座振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支)店							現金払 <input type="checkbox"/>
		預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座番号				
		(フリガナ) 口座名義							

- (注)1 希望する支払の方法の□の箇所に✓印を付してください。
 2 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所に✓印を付してください。
 3 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください

小豆島町長 殿

申請者 住所
氏名

(法人にあつては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)

年度小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金の
対象となった財産の処分に係る承認申請書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金の対象となった財産を処分したいので、小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助事業者名等

補助事業者名	
所在地・住所	

2 処分しようとする財産

財産の名称	
処分の方法	
処分の時期	
処分の理由	

※「処分の方法」の欄には、目的外使用・譲渡・交換・貸付等の別を記載。

3 相手方

所在地・住所	法人名・氏名	利用の目的	条件